

令和2年4月27日
神戸税関業務部

関係者各位

お 知 ら せ

**中華人民共和国産トルエンジイソシアナートに対して課する
不当廉売関税の課税期間の満了について**

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするトルエンジイソシアナートについては、「トルエンジイソシアナートに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成26年政令第415号）」に基づき、平成26年12月25日より不当廉売関税が課されていましたが、当該貨物に係る国内産業の利害関係者からの課税期間の延長申請がなかったことから、課税期間は、本年（令和2年）4月24日をもって満了しました。

本件に関して不明な点がありましたら、最寄りの税関窓口又は業務部通関総括第1部門（電話番号：078-333-3086）へ照会願います。